

# 仕 様 書

## 1 件名

東京都立大学 無線 LAN システムアクセスポイントの借入れ（その3）（長期継続契約）

## 2 目的

東京都立大学（以下「本学」という。）で現在稼働している無線 LAN システム（以下「本システム」という。）の無線 LAN アクセスポイントのうち再リースしている老朽化している機器の入替え及び追加で新規設置を行うことで本システムの安定稼働を実現し、より一層の利用促進と利便性の向上を図る。

## 3 借入期間

令和8年4月1日から令和12年9月30日まで

## 4 履行場所

- (1) 東京都立大学南大沢キャンパス 東京都八王子市南大沢一丁目1番地
- (2) 東京都立大学日野キャンパス 東京都日野市旭が丘六丁目6番地

## 5 借入物件及び数量

別紙1「詳細仕様書」のとおり

## 6 支払方法

契約月額を毎月払いとし、適正な請求書が提出・受理された日から起算して、60日以内に支払う。

## 7 基本仕様

- (1) 本システム一式が目的どおり正常に動作するために必要な機器の運搬、設置調整、ネットワーク・電気工事、機能性能発揮及び設置と設定に必要な消耗品等、借入期間満了後の借入物件の撤去を含めた経費の一切は賃貸人の負担とする。
- (2) 本件契約において、入替え並びに新規設置を行う機器は、信頼性及び安定性並びに安全性が高く、維持管理が効率的なものとする。
- (3) 既設機器との入替え、借入物件機器の新規設置、導入機器の設定作業及びテスト等にあたっては、本学担当者及び本学が別途契約している本システム運用委託業者並びにネットワーク保守委託業者とも連携し、調整及び協議を十分に行うこと。
- (4) 本件契約の実施にあたっては、本システム及び既設機器について設置状況や設定状態を契約締結後に調査等を行い、本件契約の履行にあたり支障がないようにすること。

## 8 詳細仕様

別紙1「詳細仕様書」のとおり

## 9 賃貸人の要件

- (1) 賃貸人において、以下のいずれかの要件を満たすことを証明する書類の写しを提出すること。
  - ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークを取得していること。
  - イ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における ISO/IES27001 認証を取得していること。
- (2) 賃貸人において、以下の全ての要件を満たす体制を担保すること。体制に係る者の資格としては以下のアからイに示す全ての要件を満たし、円滑な業務遂行の実施を担保すること。
  - ア プロジェクト管理責任者は、本委託業務と類似した業務におけるプロジェクト管理の経験を有し、プロジェクト管理の実務経験を5年以上有すること。
  - イ 体制に係る者は、本委託業務と類似した業務における実務経験を3年以上有すること。
- (3) 賃貸人において、業務を円滑に進めることができるよう、プロジェクト管理責任者が委託業務全体の適切な進行管理を行う体制を整えること。プロジェクト管理責任者は、過去に同等の業務において、プロジェクト管理責任者又はプロジェクトリーダーに従事した経験があり、賃貸人が直接雇用する者が、本委託業務に参画すること。また、本契約におけるプロジェクト管理責任者は、原則として、委託業務の開始から終了まで同一人物とすること。

## 10 体制等

- (1) 本件契約の履行にあたっては、全体の指揮を行う作業責任者を配置し、問題解決の窓口を一本化すること。また、作業責任者が作業の進捗管理を行い、適切に作業を進めること。
- (2) 作業実施体制図及び保守連絡体制図を作成し、契約締結後2週間以内に本学担当者へ提出すること。
- (3) 設置工事等に従事する作業員は十分な経験と技能を有する者とし、責任体制を明確にすること。また、賃貸人の責任において作業安全に留意すること。
- (4) 借入期間、本契約の作業期間において、本委託作業実施に向けて本学及び本システム運用委託業者と連絡、調整を図り、本学と対面またはオンラインでの打合せを行うこと。打合せ実施後は、5営業日以内に議事録を作成し、本学担当者の承認を得ること。

## 11 想定スケジュール

本作業の想定スケジュールは以下のとおりとする。なお、詳細なスケジュールは契約締結後、本学担当者と協議のうえ、決定する。

| 項目         | 9月      |    |    | 10月 |         |    | 11月 |    |    | 12月 |    |    | 1月 |    |    | 2月 |    |    | 3月 |    |    | 4月 |
|------------|---------|----|----|-----|---------|----|-----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
|            | 上旬      | 中旬 | 下旬 | 上旬  | 中旬      | 下旬 | 上旬  | 中旬 | 下旬 | 上旬  | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 |
| 契約         | 公示<br>● |    |    |     | 契約<br>● |    |     |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 現場調査       |         |    |    |     |         |    |     |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 設計         |         |    |    |     |         |    |     |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 設定作業       |         |    |    |     |         |    |     |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 配線作業       |         |    |    |     |         |    |     |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 入替え・新規設置作業 |         |    |    |     |         |    |     |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| テスト        |         |    |    |     |         |    |     |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| ドキュメント作成   |         |    |    |     |         |    |     |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 運用開始       |         |    |    |     |         |    |     |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |

## 1.2 貸与物件

以下の資料を契約締結後に賃貸人へ貸与する。なお、賃貸人は貸与物件の貸与を受けるにあたり「電子情報処理委託に係る特記仕様書」及び「電子情報処理委託に係る（標準）特記仕様書チェックシート」に記載されている事項を遵守すること。

- (1) 既設機器の完成図書
- (2) 機器設置場所
- (3) 設置場所図面
- (4) 無線 LAN 接続構成図
- (5) 本学のセキュリティインフラ説明資料

## 1.3 納品物件

以下の物件を印刷物（1部）及び電子媒体にて本学へ提出し、本学担当者の確認を受けること。

| 項番 | 納品物件                               | 提出期限   |
|----|------------------------------------|--|
| 1  | 作業実施体制図及び保守連絡体制図                   | 契約締結後 2 週間以内   |
| 2  | 打合せ議事録                             | 打合せ実施後 5 営業日以内に                                      |
| 3  | 借入物件の設置図面及び LAN 配線図面               | 借入期間の開始日までに  |
| 4  | 借入物件の設置報告書                         | 借入期間の開始日までに  |
| 5  | 無線 LAN 接続構成図                       | 借入期間の開始日までに  |
| 6  | 各機器の設定一覧表、config ファイル              | 借入期間の開始日までに  |
| 7  | 借入物件一覧兼構成管理表                       | 借入期間の開始日までに  |
| 8  | テスト仕様書兼結果報告書                       | テスト仕様書の内容はテスト実施前までに<br>テスト結果報告書の内容はテスト実施後<br>2 週間以内に |
| 9  | LAN ケーブル疎通試験報告書                    | 借入期間の開始日までに  |
| 10 | ハードウェア及びソフトウェアのマニュアル               | 借入期間の開始日までに  |
| 11 | 借入物件の機器、ソフトウェアの操作に必要な運用・保守・管理マニュアル | 借入期間の開始日までに  |
| 12 | 障害対応時の作業報告書                        | 障害対応後、5 営業日以内に                                       |
| 13 | 撤去対応時のデータ消去報告書                     | 撤去対応後、7 営業日以内に                                       |

## 1.4 その他

- (1) 本契約にあたり賃貸人および、再委託した場合、再委託先は、いかなる場合においても本契約の履行中に知り得た業務に係る事項及びそれに付随する事項を第三者にもらしてはならず、他の

目的に利用してはならない。これらは契約終了後も同様とする。また、外部への漏えいがないよう、その保護対策に万全を期すること。

(2) 本仕様書に記載のない事項については、別紙「電子情報処理委託に係る特記仕様書」及び「電子情報処理委託に係る（標準）特記仕様書チェックシート」の定めによる。

なお、本件契約において「電子情報処理委託に係る特記仕様書」及び「電子情報処理委託に係る（標準）特記仕様書チェックシート」にある「委託者」、「受託者」については、それぞれ「賃借人」、「賃貸人」に読み替える。

(3) その他、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、賃貸人および、再委託した場合、再委託先と本学担当者と協議の上、決定するものとする。

## 1 5 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

(1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

### 【担当】

東京都公立大学法人

東京都立大学管理部 学術情報基盤センター事務室

デジタル推進化担当 岩井

情報基盤技術係 干野

電話 042-677-2415（内線 2659・2620）

## 詳細仕様書

### 1 借入物件及び数量

| 機器名                        | 数量  |           |     |           |     |           |     |           |
|----------------------------|-----|-----------|-----|-----------|-----|-----------|-----|-----------|
|                            | 総数  | 南大沢<br>日野 | 入替数 | 南大沢<br>日野 | 新設数 | 南大沢<br>日野 | 予備数 | 南大沢<br>日野 |
| 無線 LAN アクセスポイント (屋内用)      | 250 | 237       | 222 | 211       | 23  | 23        | 5   | 3         |
|                            |     | 13        |     | 11        |     | 0         |     | 2         |
| クラウド版無線 LAN コントローラー利用ライセンス | 250 | 237       | 0   | 0         | 245 | 234       | 5   | 3         |
|                            |     | 13        |     | 0         |     | 11        |     | 2         |
| PoE スイッチ (10 ポート)          | 27  | 21        | 10  | 9         | 15  | 15        | 2   | 1         |
|                            |     | 2         |     | 1         |     |           |     | 1         |
| PoE スイッチ (14 ポート)          | 20  | 18        | 4   | 3         | 14  | 14        | 2   | 1         |
|                            |     | 2         |     | 1         |     |           |     | 1         |
| PoE エクステンダー                | 17  | 17        | 14  | 14        |     |           | 3   | 3         |
|                            |     |           |     |           |     |           |     |           |

借入物件を設置する予定箇所の建物、階数、部屋名、設置数量、図面等については、入札希望の業者に対して開示する。

PoE スイッチにおいては、後述の「2 機器等仕様」の仕様より、条件によって2つの機器を1つの機器に集約し、機器の台数を削減することは可能とする。

### 2 機器等仕様

以下の要件を満たす機器、ソフトウェアライセンスを借入期間中分の必要数、納入すること。

なお、PoE スイッチは操作性、保守性を考慮し、全て同一メーカーとすること。無線 LAN アクセスポイント (以下、「無線 AP」という。) 及び PoE スイッチは同一メーカーでなくても良いが、予め接続検証を実施し、給電可能ポート数を考慮したうえで必要な機器を含めること。

#### (1) 無線 AP (屋内用)

| 無線        |   |
|-----------|---|
| 規格        | IEEE802.11 a/b/g/n/ac/ax<br>(Wi-Fi6、Wi-Fi6E に対応していること。)   |
| 周波数帯・周波数幅 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2.4GHz 帯、5GHz 帯、6GHz 帯が同時利用可能なこと。</li> <li>・ 電波干渉を避ける為、チャンネルが変更できること。</li> <li>・ 2.4GHzRadio において 2 x 2 : 2 MIMO に対応していること。</li> <li>・ 5GHzRadio において 2 x 2 : 2 MIMO に対応していること。</li> <li>・ 6GHzRadio において 2 x 2 : 2 MIMO に対応していること。</li> </ul> |
| アクセス方式    | インフラストラクチャーモードを搭載していること。  |

|             |   |
|-------------|---|
| セキュリティ      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ WPA2(WPA/AES)、WPA3 に対応可能なこと。</li> <li>・ IEEE802. 1X/EAP(TLS/ TTLS/PEAP)に対応可能なこと。</li> <li>・ プライバシーセパレータ機能を有すること。</li> <li>・ Any 接続拒否設定が可能なこと。</li> <li>・ MAC アドレス登録、フィルタリング機能を有すること。</li> <li>・ SSID のパスワードを変更できること。</li> </ul>                    |
| マルチ SSID 機能 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一台の無線 AP が複数の SSID を持つことで、接続するクライアントをグループごとにネットワーク分離が可能なこと。</li> <li>・ SSID 毎に異なる vlan ID を設定することが可能なこと。</li> <li>・ 複数の SSID のビーコンを同時に出せること。また、必要に応じて個別に ON/OFF 可能なこと。</li> <li>・ マルチ SSID 機能において、SSID(またはサブネット)の主副を問わず、必要な暗号化が選択できること。</li> </ul> |
| 有線          |   |
| インターフェース    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IEEE802. 3bz(2500BASE-T) 、IEEE802. 3ab(1000BASE-T) 、IEEE802. 3u(100BASE-TX)に対応可能なこと。</li> <li>・ 接続できる LAN ポートを 2 つ有すること。</li> </ul>  |
| コネクタ形状      | RJ-45 型 8 極コネクタに対応していること。   |
| vlan 機能     | ・ tagvlan 機能を有し、有線ポートに複数の vlan 設定が可能なこと。  |
| 電源          |   |
| 電源供給        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ AC アダプタ使用時は、AC100V (50/60Hz) 対応であること。</li> <li>・ PoE 給電が可能なこと。</li> </ul>  |
| PoE 受電機能    | 電源を LAN ケーブルから供給可能にする PoE の標準規格「IEEE802. 3at (PoE+)」又は「IEEE802. 3bt (PoE++)」に対応可能なこと。   |
| その他         |   |
| Syslog 機能   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Syslog を生成、表示ができること。</li> <li>・ Syslog サーバに Syslog を転送ができること。</li> </ul>   |
| RADIUS 機能   | 802. 1x 認証の RADIUS サーバへの認証設定ができること。   |
| 管理機能        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無線 AP を有線側から管理することが可能なこと。</li> <li>・ 管理用アカウント及びそのパスワード、または管理用パスワードの変更が可能なこと。</li> <li>・ 無線 AP の使用頻度を把握できる機能を有すること。</li> <li>・ GUI 及びマニュアルが日本語に対応していること。</li> <li>・ 設定情報のダウンロード及びアップロードが可能なこと。</li> </ul>   |
| クライアント接続台数  | 1 台の無線 AP に対して、同時接続数は 120 以上を担保すること。  |
| 形状          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンテナは内臓型であること。</li> <li>・ アクセスポイントのサイズは 250mm x 250mm x 55mm 以下であること。</li> <li>・ アクセスポイントの重量は 1,400g 以下であること。</li> </ul>   |

|      |   |
|------|---|
| 機能要件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワーク仮想化が可能な SDN (Software Defined Networking) で構築したネットワークで無線 AP として動作する性能を有すること。</li> <li>・SDN で構築した仮想ネットワークシステムにおいて、VLAN ID 数が 4000 以上で、ダイナミック VLAN を利用したネットワークで、無線 AP として動作する性能を有すること。</li> <li>・クラウド型のコントローラーでも制御ができ、無線 AP として動作すること。物理型のコントローラーにおいても同様の動作ができること。また、仮想コントローラー型に対応していること。仮想コントローラーはライセンス不要であること。</li> <li>・クラウド型のコントローラー制御下で、クラウドサービスがダウンし、管理画面に接続できない状況でも、ローカルでの接続で機器設定ログ取得ができること。</li> <li>・仮想コントローラーは GUI にて状態監視、トラフィック利用傾向の確認が可能であること。GUI は日本語対応であること。</li> <li>・無線接続端末が 802.1x 認証で静的 VLAN と動的 (ダイナミック) VLAN に割り当てる通信が切り分けられる設定を有すること。</li> </ul> |
|------|---|

## (2) クラウド版無線 LAN コントローラー

| 要件         |   |
|------------|---|
| 基本要件       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・前述 (1) の無線 LAN アクセスポイント (屋内用) を一元的に設定、管理、監視をすることができること。</li> <li>・クラウド管理型の無線 LAN コントローラーであること。</li> <li>・GUI 機能で無線 LAN アクセスポイントの状態、無線 LAN 接続端末の情報を可視化できること。</li> <li>・ウィザード形式で簡単に無線 LAN アクセスポイントの設定ができること。</li> </ul>   |
| クラウドのリージョン | 日本国内のリージョンであること。  |
| 機能要件       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・無線 LAN 接続している端末に対して最適な無線 AP へのローミングをクラウド側から促すことができること。</li> <li>・管理している無線 AP のファームウェアは、任意のファームウェアに自由に変更することができること。</li> <li>また、特定の無線 AP を選択してファームウェアのバージョンを指定することができること。</li> <li>・管理している無線 AP の再起動ができること。</li> <li>・特定のメールアドレス宛てにアラートメールの送信ができること。</li> <li>・管理機器の CPU 使用率、メモリー使用率が一定期間 (設定可能な値)、設定値を上回った時にアラートが送信できること。閾値毎に、アラートの指標が設定できること。</li> </ul> |

## (3) PoE スイッチ (10 ポート、14 ポート共通)

| 物理的要件   |   |
|---------|---|
| ポート     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PoE スイッチのポート種別とポートの数量は下記である。</li> <li>- PoE スイッチ (10 ポート) …LAN ポート: 8、SFP ポート: 2</li> <li>- PoE スイッチ (14 ポート) …LAN ポート: 12、SFP ポート: 2</li> <li>また、上記数量以上のポート数がある PoE スイッチでも構わない。</li> <li>・ 1/ 2.5GBASE-T ポートを搭載すること。</li> <li>・ SFP+スロットを 2 スロット以上標準搭載すること。SFP+スロットは、1000BASE-SX / LX SFP トランシーバ、10GBASE-SR/ LR SFP+トランシーバをサポートすること。</li> <li>・ SFP+スロットを使用する箇所は、予備 1 つを含めた必要数の SFP モジュールを用意すること。<br/>(例: カフェテリア館、91 年館、学生ホール 1F で SX の SFP モジュール (各 1 個)、日野 4 号館 1 階で LX (1 個) と SX (2 個) の SFP モジュール)</li> <li>・ コンソールポートや、マネージメントポートなどの管理用ポートを標準搭載すること。</li> </ul> |
| PoE 給電  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての 1/ 2.5GBASE-T ポートにおいて PoE+給電対応すること。</li> <li>・ PoE+ (IEEE802.3at) 規格に準拠し、1 ポートあたり 30W 給電が可能であること。</li> <li>・ 本装置 1 台当たりの最大給電可能電力が 10 ポートの場合、240W 以上、14 ポート以上の PoE スイッチの場合、300.0W 以上であること。</li> <li>また、10 ポート、14 ポートよりポート数が多い PoE スイッチを選択する場合には、接続する無線 AP の台数分の給電ができようにする。</li> </ul>   |
| 電源      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ AC 電源を内蔵し、100V 電源での動作が可能であること。</li> </ul>  |
| ラックマウント | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ラックや HUBBOX にラックマウントでき、1 台あたり 1U サイズであること。</li> <li>・ 設置場所に応じてラック用マウント金具、壁付け金具等を必要数用意すること。</li> </ul>  |
| その他     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動作環境温度が 0~40℃を満たすこと。</li> <li>・ 接続するケーブル類(電源ケーブル、通信ケーブル等)も納入すること。</li> </ul>   |
| 機能要件    |   |
| VLAN    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ タグ VLAN (IEEE802.1Q) に対応していること。</li> <li>・ 最大 4094 の VLAN をタグ VLAN で通信可能なこと。</li> </ul>  |

|        |   |
|--------|---|
| 機能     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワーク仮想化が可能な SDN (Software Defined Networking) で構築したネットワークで PoE スイッチとして動作する性能を有すること。</li> <li>・SDN で構築した仮想ネットワークシステムにおいて、VLAN ID 数が 4000 以上で、ダイナミック VLAN を利用したネットワークで、PoE スイッチとして動作する性能を有すること。</li> <li>・GUI 又は CUI による設定変更が可能なこと。</li> <li>・SSH により PoE スイッチへのリモートログインが可能であること。</li> <li>・NTP クライアント機能を有すること。</li> <li>・Syslog プロトコルにより、Syslog サーバに動作状況のテキストを送付可能であること。</li> <li>・SNMP エージェント機能を有し、SNMPv1 / v2c / v3 に対応可能であること。</li> <li>・アクセスログ、システムログ、エラーログ等のログを自装置に保存し、そのログを確認できる機能を有すること。</li> <li>・各ポートから流入する Broadcast、Multicast) の通信量が一定の閾値を超えた場合にポートをブロック/シャットダウン、及び、SNMP trap を送信する機能を有すること。</li> <li>・ケーブル誤接続等により、誤ってループ状態が構成された場合に自動的にポートをブロックしブロードキャストストームを防止する機能 (ループ検出機能) を有すること。</li> <li>・複数の物理リンクを束ねて 1 つの論理リンクとして扱う技術 (リンクアグリゲーション) を有すること。Link Aggregation Control Protocol (IEEE802.3ad) に対応していること。</li> <li>・LLDP 機能を有し、隣接するマルチベンダー機器に対して自装置の機器情報をアドバタイズできること。</li> </ul> |
| メンテナンス | <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理用アカウント及びパスワード変更、または管理用パスワードの変更が可能なこと。</li> <li>・ファームウェアのバージョンアップが可能なこと。</li> <li>・PoE スイッチの設定情報の読み込み、書込み、取得が可能なこと。</li> <li>・停電及び停電後の復電時に本機器の操作を必要としないこと。</li> </ul> <p>また、復電後、停電前の運用状態に自動的に回復すること。</p>   |
| その他    |   |
| 機器の集約  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・PoE スイッチを 2 台併設する箇所においては、ポート数が 10 ポート、14 ポートより多い PoE スイッチで、無線 AP の接続台数が補え、かつ、接続した無線 AP が稼働するにあたり十分な PoE 給電ができる場合、PoE スイッチを 1 台に集約することも可能とする。</li> </ul> <p>(例：以下 2 台の PoE スイッチを併設する場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- PoE スイッチ (10 ポート) …LAN ポート: 8、SFP ポート: 2</li> <li>- PoE スイッチ (14 ポート) …LAN ポート: 12、SFP ポート: 2</li> </ul> <p>以下 1 台の PoE スイッチに集約しても構わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- PoE スイッチ (28 ポート) …LAN ポート: 24、SFP ポート: 4 )</li> </ul> <p>尚、集約可能な箇所は 5 か所で、14 ポートの機器 2 つを集約可能な箇所が 1 か所で、残り 4 か所は 10 ポートと 14 ポートの機器を集約可能な箇所である。</p>   |

## (4) PoE エクステンダー

| 機能要件      |  |
|-----------|--|
| PoE 受電・給電 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・PoE 受電し、PoE 給電ができること。</li> <li>・PoE の受電、給電は PoE+ (IEEE802.3at) 規格に対応すること。</li> <li>・PoE 受電と PoE 給電用の各ポートを 1 つ以上有すること。</li> <li>・PoE 受電と PoE 給電用の中継を担い、LAN ケーブルを 100M 延長でき、PoE 電力も延長できること。</li> <li>・PoE 受電と PoE 給電にあたり、電源ケーブルでの給電は不要の製品であること。</li> </ul> |
| 通信速度      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1000 Base-T の規格を有すること。</li> </ul>  |
| 状態表示      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信・給電状況を確認できる LED を搭載していること。</li> </ul>  |

## 3 機器の納入・設置・撤去

- (1) 借入期間の開始日の前日までに機器の納入・設置・設定・調整を完了し、本システムにおいて項番 8 の「無線 AP の設定作業」で設定する SSID の無線 LAN 利用が可能な状態とすること。また、納入・設置・撤去・廃棄等に係る諸費用（搬入搬出作業、養生作業、据付作業、電源工事、雑材料等の費用）は賃貸人の負担とする。
- (2) 納入の日時・場所については、事前に本学担当者と連絡調整を行い、指示に従うこと。
- (3) 個別機器の設置場所については本学の指示に従うこと。
- (4) 設置の際は地震等の災害時及びセキュリティ上の安全対策について必要な措置を講じること。
- (5) 納入時の発生材、梱包材等は賃貸人が責任を持って引き取り、関係法令に基づいて適切に処理すること。
- (6) 納入・設置・撤去にあたっては、安全に十分配慮し怪我のないよう行うこと。施設の状況を十分に確認し、建物、設備を傷つけないよう特に配慮して作業を行うこと。万一損害を生じた場合には、賃貸人の負担により現状に復旧すること。また、納入・設置・撤去作業に係わる機器の盗難等についても同様とする。
- (7) 機器等の納入・設置・撤去作業等について、基本は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日並びに 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く、平日午前 9 時から 17 時までとする。ただし、授業期間などで本学の事情で、平日時間帯の作業が難しい場合、また、作業遅延等により本学担当者が必要と判断した場合は上記時間以外でも対応すること。
- (8) 借入期間満了後の借入物件の撤去にあたっては、機器の取り外し後に全ての設定値を初期化し、データを消去したうえで、取り外した場所を記載した段ボール箱等に機器リストと併せて収納し、学内の指定された場所にまとめてから回収すること。

## 4 借入物件の設置作業

- (1) 「1 借入物件及び数量」及び本項の内容に基づき、既設機器の入替え及び借入物件の新規設置を行うこと。全ての作業は予め本学担当者と調整、協議のうえ実施すること。
- (2) 入替え対象の既設機器の撤去は既設機器の賃貸人が実施するが、機器入替えの為に既存機器の取り外しが必要な場合、既存機器の取り外しも行うこと。本学担当者及び、本学担当者を通して、既設機器の賃貸人と連携し、調整及び協議を十分に行うこと。
- (3) 既設機器の入替え及び新規設置場所において、授業や教育研究活動に支障なく無線 LAN の利用

が可能となるよう、設置・設定・調整を行うこと。

- (4) 既設機器の入替え及び新規設置（配線、電源工事等のハード作業及び機器設定等のソフト作業）に係る一切の作業は、全て本件契約に含むものとする。
- (5) 無線 AP の設置において既設機器との入替え箇所は、無線 AP の電波配信状況を改善させるため既存機器と同じ位置に設置はせず、基本天井面に設置する。設置位置は本学担当者と協議のうえ、決定すること。天井面への設置が難しい箇所においては、本学担当者と協議のうえ、代替えの設置位置を決定し、無線 AP を設置すること。無線 AP の設置にあたり、落下、発熱による性能低下、給電量不足等の対策について十分な措置を講ずること。
- (6) 無線 AP の設置にあたり天井下地材などにビス止めで固定するなど、落下対策について十分な措置を講ずること。なお、無線 AP を取り付ける取付金具、取付金具を留めるネジ、補強材、取付に必要な部材は本委託に含まれ、賃貸人で用意すること。取付金具は借入機器専用のものとし、接地面が少ないコンパクトなものとする。
- (7) PoE スイッチを新規設置するにあたり、設置のための部材、取り付け金具などは賃貸人で用意すること。また、必要によって HUBBOX を設置すること。HUBBOX は賃貸人で用意すること。機器稼働中の音については対策や設置場所について十分な措置を講ずること。
- (8) PoE エクステンダーを新規設置するにあたり、設置のための部材、取り付け金具などは賃貸人で用意すること。設置場所については落下などの十分な措置を講ずること。
- (9) 入替え及び新規設置した無線 AP や PoE スイッチ、PoE エクステンダーの機器には、外部から見える箇所に、ホスト名、設置年月、所管部署名が分かるようラベルを貼ること。

## 5 LAN ケーブル敷設

- (1) 前項 4 で設置した無線 AP を学内ネットワークに接続するため、EPS などの中にあるネットワーク機器（PoE スイッチ）から各無線 AP まで新規 LAN ケーブルを敷設すること。また、PoE スイッチと上位ネットワーク機器のスイッチに接続する LAN ケーブルにおいても敷設、配線をする。尚、LAN ケーブルの規格は 10Gbps に対応している Cat6A とする。
- (2) 前項（1）で新設する LAN ケーブルの敷設にあたり、既設の無線 AP に接続している既設の LAN ケーブルが支障となる場合、既設 LAN ケーブルは撤去すること。
- (3) 前項（1）で敷設した LAN ケーブルの疎通試験を行うこと。疎通試験の結果について報告書を作成し、本学に提出すること。
- (4) 前項（1）で敷設した LAN ケーブルの両端には、接続先が分かるようラベルの貼付け又はタグの取付けを行うこと。
- (5) 新設または、設置位置を変更した無線 AP において、無線 AP まで敷設した LAN ケーブルが教室内などで露出される場合、ケーブルモール等で隠す措置を行うこと。
- (6) EPS 内などの LAN ケーブルの配線は既存配管を利用すること。新設する LAN ケーブル通すスペースに余裕がない場合、新規に配管を設置などすること。フロア跨ぎの LAN ケーブルの配線は、EPS 内の既存の縦穴を利用すること。
- (7) 前項（1）で敷設した LAN ケーブルは、無線 AP と PoE スイッチに接続すること。PoE スイッチの接続先ポートは本学担当者の指示に従うこと。

## 6 電気設備作業と建物加工作業

- (1) 本委託に伴う電気設備作業は東京都電気設備工事標準仕様書（最新版）に沿って施工すること。
- (2) 無線 AP の設置や、LAN ケーブルの敷設に当たり防火区画等に施工をする場合は、消防法等に従い必要な措置を行うこと。
- (3) 建物、施設及び設備に加工を行う必要がある場合は、事前に本学と協議のうえ実施すること。なお、実施にあたっては、加工前後の写真を撮影して提出すること。
- (4) 本委託作業は安全に十分配慮し怪我のないよう行うこと。建物、施設及び設備の状況を十分に確認し、建物、施設及び設備を傷つけないよう配慮して作業を行うこと。万一損害を生じた場合には、賃貸人の負担により原状復旧すること。

## 7 アスベスト（石綿）事前調査

アスベストに関する法改正に基づき、無線 AP の設置作業、LAN ケーブルの敷設に伴う天井材への穿孔作業などは建設物の改修工事となるので、アスベストの事前調査を実施し、定められた個所へ事前調査の結果を報告すること。アスベストの含有がある場合、アスベスト飛散防止の対応をしたうえで作業をすること。

## 8 無線 AP の設定作業

- (1) SSID などの無線 LAN 情報、無線 AP に割り当てる固定 IP などのネットワーク情報、管理画面にアクセスするための管理者情報など、無線 AP の設定に必要な情報を本学担当者から情報提供を受け、無線 AP の設定を実施すること。無線 AP の設定情報は概ね以下とする。

| 無線情報  | ネットワーク情報   | 管理者情報             |
|---|--|-------------------|
| SSID、PSK (Pre-Shared Key)、暗号方式、ステルス設定、MAC アドレス設定、RADIUS 認証情報、電波周波帯、チャンネル、VLAN ID など | 固定 IP アドレス、サブネットマスク、デフォルトゲートウェイ、DNS、NTP、管理用 VLAN、ポート設定、接続先制限など | 管理ログイン ID、パスワードなど |

- (2) 下記 3 つの SSID を設定すること。

| SSID の種類                            | 利用用途                    |
|-------------------------------------|-------------------------|
| 新学内用無線 LAN                          | 令和 7 年に学内者向けに提供した無線 LAN |
| eduroam                             | 主に学外者向けに提供している無線 LAN    |
| 貸出用ノート PC 接続用無線 LAN<br>(南大沢キャンパスのみ) | 貸出用ノート PC が使用する無線 LAN   |

- (3) 次項 9 に述べる、クラウド版無線 LAN コントローラーで無線 AP が制御できるよう無線 AP の OS（オペレーションシステム）を適切なバージョンに設定をすること。また、制御可能にする為の設定が必要な場合、その設定を実施すること。なお、(1)、(2) の設定は無線 LAN コントローラーにて設定してもかまわない。
- (4) 無線 AP の設置作業と設定作業の完了後、設定した無線 AP に無線 LAN 接続やネットワーク接続ができることを確認すること。無線 LAN 接続確認に使用する ID とパスワードは本学担当者から貸与する。

## 9 クラウド版無線 LAN コントローラーの設定作業

- (1) クラウド版無線 LAN コントローラーを利用して、無線 AP を運用監理するため、無線 LAN コントローラーを利用するアカウント、そのアカウントに紐づける無線 LAN コントローラーの動作権限、無線 AP を管理するグループを設計すること。
- (2) 前項 (1) で設計を基に、無線 AP 運用監理用の複数の無線 LAN コントローラー利用アカウントを作成し、適切な動作権限を付与する。また、運用監理が異なるグループを作成すること。
- (3) クラウド版無線 LAN コントローラーを利用する言語やリージョンの設定をすること。クラウド版無線 LAN コントローラーに、管理する無線 AP の情報を登録し、管理できるためのライセンスなどを登録すること。
- (4) クラウド版無線 LAN コントローラーで、無線 AP を管理する為、クラウド版無線 LAN コントローラーが無線 AP に接続できるよう通信要件の情報を本学担当者とシステム運用業者に通信要件の情報を提供すること。なお、クラウド版無線 LAN コントローラーが無線 AP に接続できる為の学内ネットワーク機器の設定作業は本システムの運用業者にて設定をする。
- (5) クラウド版無線 LAN コントローラーで管理する無線 AP の情報をクラウド版無線 LAN コントローラーに登録し、クラウド版無線 LAN コントローラーで無線 AP を管理できるようにすること。
- (6) クラウド版無線 LAN コントローラーの管理下の無線 AP に対する機器障害のアラートや、稼働状況のレポートについて設定をすること。

## 10 PoE スイッチ設定作業

- (1) PoE スイッチに割り当てる固定 IP などのネットワーク情報、管理画面にアクセスするための管理者情報、PoE 給電に関する情報など、PoE スイッチの設定に必要な情報を本学担当者から情報提供を受け、PoE スイッチの設定を実施すること。

| ネットワーク情報   | 管理者情報             | PoE 給電                        |
|--|-------------------|-------------------------------|
| 固定 IP アドレス、サブネットマスク、デフォルトゲートウェイ、DNS、NTP、VLAN、ポート設定など | 管理ログイン ID、パスワードなど | PoE 給電の On/Off、給電する電力に関する閾値など |

- (2) PoE スイッチの設置作業と設定作業の完了後、設定した PoE スイッチにネットワーク接続ができることを確認すること

## 11 テスト

- (1) 納入した機器が本システム内の既設機器と連携して正常に動作することを確認すること。
- (2) 本借入にて入替もしくは新規設置したアクセスポイント全台を対象に、設置後に電波干渉や電波強度の調査を行い、疎通確認を行うこと。また、大教室などで 30 台程度の同時接続数、スループットの測定を実施すること。調査結果をもとに不具合の箇所があれば、正常に動作するよう調整を行うこと。
- (3) 無線接続テスト用の端末は賃貸人の負担で用意すること。なお、スループット測定にあたっては PC、スマートフォン、タブレット等が複数混在した環境での実施で差し支えない。
- (4) テスト実施にあたっては、本学設置の端末充電用コンセントの利用を認める。ただし、時間帯によっては利用できない場合があるため、必要数充電用のバッテリーを賃貸人の負担で用意するこ

と。

- (5) DHCP や RADIUS 認証など、本学のネットワークシステム及び借入物件との整合性を確認するための連携テストを実施し、正常に無線 LAN が稼動することを確認すること。その際、接続する端末は賃貸人にて用意し、PC、スマートフォン、タブレットにより実施すること。なお、OS については、Windows、macOS、iOS、Android のメジャーバージョンが最新の OS により動作確認を行うこと。
- (6) テストの内容については、事前に本学担当者へ提出のうえ、確認を受けること。
- (7) テスト終了後、テスト結果を報告書として提出すること。

## 1 2 保守及び障害対応について

### (1) 基本要件

ア 導入機器は稼働開始から借入期間の満了まで、センドバックによる故障対応が可能なこと。ただし、PoE エクステンダー、SFP モジュール (SX)、SFP モジュール (LX) においてはセンドバック保守ではなく、予備機での交換対応とする。尚、故障機器の交換は本学及び本システムの運用委託事業者で実施する。

イ 機器に初期不良があった場合は直ちに交換対応すること。

ウ 借入物件については、借入期間満了まで保守の対象とし、本件契約に保守費を含むこと。

エ 借入物件の取扱いについて専門知識を有し、かつ、習熟している者が保守及び障害に対応できる体制を取ること。

オ 障害発生時に迅速な対応を可能とするため、障害が発生した際に一元的に受付を行う障害対応連絡窓口を設置すること。尚、障害に対する一次切り分けは本システムの運用委託事業者で実施し、運用手順書などで復旧できない場合、本システムの運用委託事業者から障害対応連絡窓口連絡をする。

カ 保守対応は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日並びに 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く、9 時から 17 時までとする。

ただし、緊急の場合は、本学担当者と協議のうえで個別に対応できる体制を取ること。

キ 障害対応連絡窓口の設置、運用支援及び保守対応により生じる機器の修理、代替機器送付等の保守に係る費用は、本仕様書において保守対象外と記載のあるものを除き、本件契約の契約金額を含むこと。

### (2) 保守対象

ア 保守対象は、PoE エクステンダーを除く、本仕様書で借入する全ての借入物品とする。

イ 利用者の故意又は重大な過失により発生したハードウェア故障については保守対象外とする。ただし、保守対象外と判断したものについては、その理由及び原因について障害部位の写真等を添え、本学担当者へ報告して了承を得ること。

### (3) 保守対応

ア 借入物件の不具合がまたは、バージョンアップ情報、修正パッチ、セキュリティパッチ及び対策部品等が提供された場合は、速やかに本学担当者へ報告すること。

イ 本学及び本システムの運用委託事業者並びにネットワーク保守委託業者からの借入物件の操作や設定に関する問合せに対して、速やかに回答及び技術支援を行うこと。

ウ 障害発生時の機器のログ等を解析し、原因究明を行うこと。

- エ 借入物件における同時大量の障害発生や、同一機種かつ同一原因による高頻度の障害発生等、大規模障害が発生した場合には、現地での機器交換等の対応を行うこと。また、機器交換時には、交換した機器の MAC アドレス等の機器情報を速やかに本学担当者に報告すること。
- オ 障害原因究明の結果、借入物件が原因の場合は、障害報告会を開催して恒久対策を提案し、本学担当者の承認後に対応を実施すること。
- カ 脆弱性対応や障害への恒久対策等のためバージョンアップが必要な場合は、本学が本システムの運用委託業者並びにネットワーク保守委託業者と連携し影響調査等を行い、調査結果を報告すること。
- キ 上記カの報告に基づき、バージョンアップが必要と本学担当者が判断した場合は、バージョンアップ作業及び動作確認を実施すること。なお、作業を実施する場合は、本学及び本システムの運用委託事業者並びにネットワーク保守委託業者との作業調整を行うこと。
- ク バージョンアップ等により機器操作マニュアルに変更が生じた場合には、機器操作マニュアルを改訂し、本学担当者へ提出すること。
- ケ 交換機器には、設置作業時に貼付したラベルシールと同様のラベルシールを貼付すること。
- コ 保守対象の修理後、修理内容について別途、本学担当者が指定する方法で保守作業結果を報告すること。なお、必要に応じて本学へ来学し、説明を行うこと。

### 1.3 ドキュメント作成

#### (1) 借入物件の設置図面及び LAN 配線図面

借入物件の機器設置後に、無線 AP、PoE スイッチ、PoE エクステンダーを設置した位置の図面、LAN ケーブルを敷設した配線図面を作成し、本学へ提出すること。

#### (2) 借入物件の設置報告書

借入物件の機器設置後に、無線 AP、PoE スイッチ、PoE エクステンダーの設置状態を写真撮影し、設置報告書を作成し、本学へ提出すること。

#### (3) 無線 LAN 接続構成図

借入物件の機器設置後に、無線 AP、PoE スイッチ、PoE エクステンダーと上流ネットワーク機器における物理的な接続の構成図を作成し、本学へ提出すること。構成図にはホスト名、PoE スイッチ、上流ネットワーク機器においては接続のポート番号、建物名、階数を記載すること。構成図は建物のある程度の階数ごとに作成すること。

#### (4) 各機器の設定一覧表、config ファイル

借入物件の機器設置と設定後に、無線 AP、PoE スイッチの設定情報の一覧表を作成し、本学へ提出すること。また機器の設定情報がある config ファイルを電子媒体で本学へ提出すること。config ファイルにおいては機器稼働中の設定情報とメモリーに記録されている設定情報を含むこと。

#### (5) 借入物件一覧兼構成管理表

借入物件の機器設置と設定後に、「借入物件一覧兼構成管理表」を作成し、本学担当者へ提出すること。なお「借入物件一覧兼構成管理表」には、ハードウェアごとに次の項目を含め、変更があった場合においても更新部分を本学担当者へ提出すること。

- ア ハードウェア名称
- イ メーカー

- ウ 製品名及び型番
- エ シリアル番号 (製造番号)
- オ 機器の MAC アドレス
- カ 機器のホスト名
- キ 機器の IP アドレス
- ク バージョン
- ケ 設置場所
- コ 接続先スイッチ名とポート番号

(6) 運用・保守・管理マニュアル

本システムを運用、管理上の作業で、その作業における借入物件の機器、ソフトウェア手順を簡易に記した運用・保守・管理マニュアルを作成し本学へ提出すること。

## 電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

### 1 情報セキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、東京都公立大学法人情報セキュリティ基本方針の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

### 2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所（テレワークに伴う自宅を含む。）についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

### 3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を委託者に報告すること。

### 4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

### 5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

### 6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製してはならない。

### 7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

### 8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 全般事項

## ア 契約履行過程

(ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理
- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

## イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る全ての情報を復元できないよう消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

## ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

## エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

## (2) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、全て委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び委託者からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責めによらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、

滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。

コ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

## 9 委託者の施設内での作業

(1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。

(2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。

(3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。

ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。

イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。

ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。

エ その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

## 10 再委託の取扱い

(1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。

(2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。

ア 再委託の理由

イ 再委託先の選定理由

ウ 再委託先に対する業務の管理方法

エ 再委託先の名称、代表者及び所在地

オ 再委託する業務の内容

カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）

キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）

ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約

ケ その他、委託者が指定する事項

(3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

## 11 実地調査及び指示等

(1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。

- (2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

## 12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。
- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

## 13 契約不適合責任

- (1) 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

## 14 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

## 15 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

## 16 書面による提出（報告）と受領確認

当該契約において、受託者から書面により提出を求める事項は、本仕様書の記載に関わらず、別添「電子情報処理委託に係る（標準）特記仕様書 チェックシート」により定めるものとする。

委託者は、受託者から提出された書面について、当該チェックシートを用いて受領確認を行う。

# 電子情報処理委託に係る標準特記仕様書 チェックシート

東京都立大学法人

## 件名：東京都立大学無線LANシステムアクセスポイントの借入れ(その3)(長期継続契約)

当該契約において、受託者は「提出の要否」欄の□にチェックが入った事項は、書面により委託者へ提出(報告)すること。

委託者は、受託者から提出された書面に必要事項が記載されていることを確認し、受領確認欄の□にチェックを入れること。

| 事項                    |                                   | 特記仕様書の内容<br>(根拠：標準特記仕様書該当箇所)   | 提出時期  | 提出の<br>要否                           | 受領<br>確認                 |
|-----------------------|-----------------------------------|--|---|-------------------------------------|--------------------------|
| 1 業務の推進体制表            |                                   |  |   |                                     |                          |
| ①                     | 業務責任者(職・氏名)                       | 当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制、作業場所を書面にし、委託者に提出すること。(根拠：2(1)、(2))   | 契約締結後直ちに提出すること。<br>なお、変更が生じた場合は速やかに変更内容を提出すること。 | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ②                     | 作業体制表                             | (提出事例)<br>①から④までを記載した連絡体制表など   |   | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③                     | 連絡体制表                             |  |   | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ④                     | 作業場所                              |  |   | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 2 誓約書                 |                                   | 特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。(根拠：2(1))   | 契約締結後直ちに提出すること。                                 | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 3 遵守事項の周知状況報告書        |                                   | 契約の履行に関する遵守事項について、業務従事者全員へ周知徹底し、実施状況を委託者に報告すること。(根拠：3(2))<br><br>(提出事例)<br>業務従事者名簿兼周知状況報告書など   | 実施後速やかに報告すること。                                  | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 4 安全管理体制に係る資料         |                                   | 受託者は、以下の事項について安全管理上必要な措置を講ずること。(根拠：8(1)(イ))<br>a委託業務を処理する施設等の入退室管理、b委託者からの貸与品等の使用及び保管管理、c仕様書等で指定する物件、仕掛品、成果物の作成、使用及び保管管理、dその他仕様書等で指定したもの | 提出を求められた場合は直ちに提出すること。                           |                                     |                          |
| ①                     | 作業場所等の入退室管理記録                     | (提出事例)<br>①出勤管理簿、施設等使用簿など  |   | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ②                     | 貸与品等の使用及び保管管理記録                   | ②貸与品等使用簿、貸与品貸出簿など<br>③物件等の受払簿など  |   | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③                     | 物件、仕掛品、成果物の作成、使用及び保管管理記録          |  | <input type="checkbox"/>                        | <input type="checkbox"/>            |                          |
| 5 消去結果報告書             |                                   | 記録媒体について、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る全ての情報を復元できないよう消去すること。(根拠：8(1)イ(ウ))<br>消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法、消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。      | 契約履行完了後速やかに提出すること。(契約解除時も同様。)                   | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 6 履行完了に伴う特記仕様書遵守状況報告書 |                                   | この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。(根拠：8(1)イ(エ))   | 契約履行完了後速やかに提出すること。(契約解除時も同様。)                   |                                     |                          |
| ①                     | 履行完了に伴う特記仕様書遵守状況報告書               |  |   | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ②                     | 履行完了に伴う特記仕様書遵守状況報告書(再委託先の遵守状況報告書) |  | <input checked="" type="checkbox"/>             | <input type="checkbox"/>            |                          |

|                       |                  |  |  |                                     |                          |
|-----------------------|------------------|--|--|-------------------------------------|--------------------------|
| 7 事故報告書               |                  | 事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。(根拠:8(1)エ)   | 事故が発生した場合、遅滞なく報告すること。  | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 8 個人情報等管理記録           |                  | 個人情報及び機密情報の管理状況の記録<br>ア個人情報及び機密情報に係る記録媒体を施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。イアの管理に当たっては、管理責任者を定め、台帳等を設け管理状況を記録すること。委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。(根拠:8(2)ウ)<br>(提出事例)<br>②個人情報等使用簿、保管状況管理簿など  | 委託者から要求があった場合又は契約履行完了後速やかに提出すること。  | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ①                     | 管理責任者(職・氏名)      |  |  | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ②                     | 個人情報等の使用及び保管管理記録 |  |  | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 9 個人情報等消去申告書及び消去結果報告書 |                  | 個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法、消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。(根拠:8(2)オ)   | 消去前にあらかじめ申し出て、委託者の承諾を得ること。   | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 10 個人情報等事故報告書         |                  | 個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合、個人情報等の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。(根拠:8(2)カ)  | 事故が発生した場合、遅滞なく報告すること。  | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 11 教育及び研修計画及び実施状況報告書  |                  | 業務従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。(根拠:8(2)ケ)   | 研修計画は契約締結後、研修実施状況報告書は実施後、速やかに提出すること。<br>なお、業務の推進体制に変更があった場合、速やかに変更内容を提出すること。 | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ①                     | 個人情報等研修計画        | (提出事例)<br>①研修計画書   |  | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ②                     | 個人情報等研修実施状況報告書   | ②研修実施状況報告書   |  | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 12 再委託届出書             |                  | 再委託を行う場合、あらかじめ再委託を行う旨を書面にて申し出て、委託者の承諾を得なければならない。<br>(以下、記載事項)<br>ア再委託の理由、イ再委託先の選定理由、ウ再委託先に対する業務の管理方法、エ再委託先の名称、代表者及び所在地、オ再委託する業務の内容、カ再委託する業務に含まれる情報の種類(個人情報及び機密情報については特に明記すること。)、キ再委託先のセキュリティ管理体制(個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。)、ク再委託先がこの特記仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約、ケその他、委託者が指定する事項(根拠:10(1)、(2)) | 再委託前にあらかじめ申し出て、委託者の承諾を得なければならない。   | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ①                     | 再委託届出書           |  |  | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ②                     | 誓約書(再委託先)        |  |  | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③                     | その他委託者が指定する事項    |  |  | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 13 その他                |                  | 電子情報処理委託に係る標準特記仕様書に記載のない追記事項   |  | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| ①                     |                  |  |  | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| ②                     |                  |  |  | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| ③                     |                  |  |  | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| ④                     |                  |  |  | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| ⑤                     |                  |  |  | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |